

第1回企業統計部会 議事録

- 1 日 時 平成19年11月21日（水）10：00～12：00
- 2 場 所 中央合同庁舎2号館11階 国土交通省土地・水資源局局議室
- 3 出席者 美添部会長、高木臨時委員、清水専門委員、高橋専門委員、小原専門委員
審議協力者（内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府）
調査実施者（麦島土地情報課長、四日市企画官、石井専門調査官）
事務局（中島内閣府統計委員会担当室長、犬伏統計審査官、坂井副統計審査官、宮内統計利用専門官）、
- 4 議 題 平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

5 議 事

○美添部会長 定刻になりましたので、ただいまから、第1回「企業統計部会」を開催いたします。

私はこのたび部会長に任命されました、美添と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議題に入る前に、お手元に参考10があると思いますので、御確認いただけますでしょうか。企業統計部会のメンバーの名簿が配付されております。

それでは、本日の議題に移ります。お手元の議事次第を御確認ください。議題は、11月12日に開催された第3回統計委員会で総務大臣から諮問された案件です。「法人土地基本調査及び法人建物調査の改正計画について」となっております。

本日12時までの時間をいただいておりますが、時間の配分として大ざっぱな目安ですけれども、法人土地基本調査及び法人建物調査の計画案の説明を実施者からいただく。これが大体20分ぐらいでお願いしています。その後、皆様方から今回の計画に関する全体的な考え方を最初に伺いたいと思います。一とお祈り質問等も含めて御発言をいただくということで、委員の皆様次第ですが、30分程度を予定しております。

その後、今回の論点を事務局と私で相談して整理してみましたので、その私案を説明させていただいて、その論点メモに沿って検討課題が十分含まれているかどうか等も含めて、計画についての審議をお願いしたいと思います。協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、本日の配付資料、今後のスケジュール等につきまして、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いします。

○犬伏統計審査官 それでは、まず配付資料の確認でございます。議事次第の4に配付資料の一覧が載っております。大部な資料でございますので、委員、専門委員の先生方にはファイルしてお示ししています。

資料1でございますが、これが先日11月12日の第3回統計委員会に提出したときの資料でございます。

資料2でございます。資料2-1～2-8まででございますが、これは法人土地基本調査の改正の関係の一連の資料でございます。

資料3が法人建物調査の関係の資料ということで、3-1～3-6まででございます。

資料4の関係でございますが、これは両調査にまたがって、いろいろと課題への検討状況であるとか、個々の課題について対応したものを資料4として4-1～4-7まででございます。

参考資料といたしまして、参考1は前回調査の統計審議会の答申でございます「諮問第287号の答申」から始まりまして、参考10の企業統計部会の名簿一覧までございます。大部な資料になってございますが、御確認いただければと思います。

今後の全体的な審議のスケジュールでございますが、今日机の上に「企業統計部会の開催日時」ということで1枚紙を配らせていただいております。今のところ全体のスケジュールとして、3ないし4回の部会の開催を予定してございまして、1回目の本日は改正計画について、調査実施者である国土交通省の方から御説明をいただきまして、全体的な議論、今回審議の論点等を明らかにするとともに、時間の範囲内で許す限り計画についての御審議をいただきたいと考えてございます。

2回目は、12月7日金曜日を予定してございます。引き続き、改正計画の具体的な審議検討をいただき、できれば答申骨子案まで御検討いただければと思っております。

3回目は、12月21日金曜日を予定してございまして、そこでは答申案について御審議をお願いしたいと思います。

それからもう一回、1月11日を予備日ということで設定させていただいております。これらの部会審議を経た上で、1月21日に開催予定の統計委員会に本部会できりまとめいただきました答申案を諮りまして、答申をいただきたいと考えてございます。

○美添部会長 それでは、説明をいただきます。国土交通省の麦島土地情報課長から、法人土地基本調査及び法人建物調査の改正計画について、説明をお願いいたします。先ほどお願いいたしましたように、調査の要点と改正点をポイントに20分程度でお願いいたします。

○国土交通省 それでは、私の方から法人土地基本調査と法人建物調査の概要につき

まして、御説明を申し上げたいと存じます。

最初に資料 2-2 をご覧頂きたいと存じます。これが「平成 20 年法人土地基本調査の計画概要（案）」でございます。

「1 調査の目的」が書いてございます。この法人土地基本調査は土地基本法第 17 条に基づきまして、法人の土地の所有及び利用の状況に関します実態を全国及び地域別に明らかにすることによりまして、土地政策のために必要な基礎資料を得ること等を目的として実施をいたしているものでございます。

「2 調査の範囲」でございます。本国に本所・本社・本店を有します法人のうち、国及び地方公共団体を除いたものという形にいたしてございます。

「3 調査の期日」でございます。平成 20 年 1 月 1 日現在ということで、平成 20 年 9 月に実施をいたしたいと思っております。

「4 調査事項」でございます。法人の名称に始まりまして、本所・本社・本店の所在地等々、支所・支社・支店の数までが法人に関します総括的な状況の調査でございます。それに加えまして、所有する土地の有無、本所・本社・本店の敷地所有状況、所有している土地に関します事項。このような事項を調査しているものでございます。

「5 調査の方法」でございます。郵送されました調査票に法人の担当者の方々が御記入して返送していただく郵送申告方式、もしくはオンラインによりましてダウンロードし入力して送信をいたします電子調査票方式といたしたいと思っております。

なお「6 調査の系統」に書いてございますが、調査票の発送は国土交通省で行うわけでございますが、客体からの調査票の返送関係につきましては、国土交通省と都道府県が役割を分担いたしまして、これに当たっているというのがこの調査の系統でございます。

2 ページでございます。「集計及び結果の公表」関係でございます。集計につきましては、(1) に書いてございますように、土地の所有に関します総括的な事項に始まりまして、所有規模に関する事項、所有形態に関する事項、取得時期に関する事項、宅地などの貸付に関する事項、利用現況に関する事項、土地の資産額に関する事項につきまして集計を行いたいと考えてございます。

なお、結果の公表につきましては調査後 1 年以内に速報、2 年以内に報告書として公表することを現時点では予定をしているところでございます。これが法人土地基本調査の計画概要でございます。

続きまして、資料 3-2 をご覧頂きたいと存じます。資料 3-2 が法人建物調査の計画概要でございます。この法人建物調査は、今、御説明を申し上げました法人土地基本調査に附帯をいたしまして、法人の建物の現況に関します事項を調査し、土地と建物を一体的なものとして把握をすることによりまして、基礎資料を得ることを目的としてございます。

先ほどの法人土地基本調査につきましては、平成5年から5年ごとに実施をしております。来年の調査は4回目でございますが、この法人建物調査につきましては、平成10年から5年ごとに実施してございまして、来年の調査は3回目ということで、承認統計でございます。

この法人建物調査の調査の範囲でございますが、そこに書いてございますように、本国に本所・本社・本店を有します法人のうち、国及び地方公共団体を除いたものとしてございます。調査の期日は法人土地基本調査と同じでございますが、平成20年1月1日現在によりまして、来年9月に実施をいたしたいと思っております。

調査の事項は法人の名称、所有する建物の有無、工場敷地以外に所有する建物に關します事項、工場敷地内に所有している建物に關する事項を調査するものでございます。

調査の方法、調査の系統は法人土地基本調査と同様でございます。

2ページでございます。集計及び結果の公表の關係でございます。集計につきましては、建物の所有に關する総括的な事項に始まりまして、延べ床面積に關する事項、構造に關する事項、建築時期に關する事項、権原に關する事項、利用現況に關する事項、貸付の有無に關する事項、建物の資産額に關する事項というものにつきまして、集計をいたしたいと思っております。

結果の公表は、法人土地基本調査と同じでございます。調査後1年以内に速報、2年以内に報告書として公表することを現時点で予定をいたしておるところでございます。これが法人土地基本調査と法人建物調査の計画概要でございます。

続きまして、資料2-1をご覧頂きたいと思っております。このような法人土地基本調査と法人建物調査につきまして、幾つか改正をいたしたいと考えてございます。その關係がこの資料2-1、また後ほど御説明いたします資料3-1でございます。

まず法人土地基本調査の關係でございますが、改正の趣旨が書いてございます。この法人土地基本調査につきましては、土地に關します我が国唯一の大規模な調査でございます。土地政策を推進する上で重要かつ不可欠な調査となっているところでございます。

そのような中で、近年の土地の市場というものでございますが、我が国におきましてはバブルの崩壊以降、長きに渡りまして地価下落が続いてきたわけでございます。そのような中で、バブル時のような土地神話は崩壊をいたし、それが定着してきているという状況であろうと思っております。土地に關しましては、適正に利用することにより価値を生み出すもの、利用価値を重視する意識というのが定着してきているという状況でございます。

このような状況の中で、この法人土地基本調査につきましては、このような実態というものは適宜適格に把握をするということが強く求められていると思っております。

一方で、調査を取り巻く環境が大変厳しくなってございます。記入者負担の軽減等にも配慮が必要という状況でございます。

そのようなことから幾つか改正をいたしているわけでございます。これにつきましては、調査票の資料2-3を付けてございますので、併せてご覧頂ながら、お聞きいただきたいと存じます。

法人土地基本調査につきましては、資料2-3をご覧頂きたいと思っております。まず主要な改正点でございます。1つは、調査票の様式ということで、レイアウトを変更いたしてございます。調査票のレイアウトにつきましては、A4の縦票からA4の横票に変更をいたしてございます。

また、調査票の視覚的な効果という部分に配慮いたしまして、記入者の方々が御記入をいただく箇所につきましては、白枠にしている。説明部分は色付けにしているというような配慮をいたしてございます。

また、プレプリントの項目につきましては、確認・記入のチェック欄を設けてございます。これは2枚目を見ていただきますと、一番右側のところでございますが、チェック欄を設けてございます。

改善点の(2)のところでございますが、電子調査票の利用を図ってございます。報告者の会社等のパソコンから電子調査票のダウンロードが可能となるように変更するところがございます。また、このダウンロードにつきまして、ダウンロードしました電子調査票につきましては、報告者の会社等のパソコンから報告することを可能とするように変更する取組みをしたいと思っております。

調査の事項につきましては、調査票Bに記入をいたします放送業につきましては、放送施設用地として送信所、中継所のみとし、本社施設・設備やスタジオ等は除くというような変更をいたしたいと思っております。

(4)でございますが、記入例を付けてございます。調査票を見ていただきますと、例えば調査票の2枚目でございます。項目で12というところを見ていただきますと、そこに緑の部分の一番下でございますが、記入例を新設いたしたいと思っております。これが法人土地基本調査につきます改正点でございます。

続きまして、資料3-1をご覧頂きたいと思っております。今度は法人建物調査の改正点につきましては、御説明を申し上げたいと思っております。法人建物調査の調査票をご覧頂くには、資料3-3と併せて見ていただければと思っております。

資料3-1でございますが、最初に書いてございます土地市場をめぐる状況につきましては、法人土地基本調査と同じでございます。この法人建物調査につきましては、土地と建物を一体としてとらえるという趣旨がございまして、土地市場全体をめぐる環境変化の部分は、建物についても同様の状況が見られるわけでございます。

そのような中で、この資料3-1の一番下の(3)からでございますが、幾つか主

要な改正点につきまして、説明を入れてございます。1つは(3)に書いてございますが、法人の不動産に対します意識につきましては、所有から利用というものへの変化が進んでございます。

不動産の所有・利用形態は多様化いたしまして、従前に比べて、その権利関係が複雑化している状況がございます。不動産の所有と利用の実態を把握するために、建物と敷地の権利関係や建物の賃借関係の実態及び土地と建物の所有者の異なる場合の建物の利用現況につきましても、調査をする必要が生じていると考えてございます。

(4)に書いてございますが、昨今、大都市圏の都心部等々を中心に建築物の高層化に見られるような土地の高度利用が進んでいるわけでございますが、防災の観点とか資産額を推計する場合とかを含めまして、地下の利用と地下ストックの把握が重要になっていると考えてございます。このようなことから、これまでの地上階の調査に加えまして、地下階の調査を追加いたしたいと思っておりますのでございます。

また、3つ目でございますが、(5)に書いてございます。(5)の関係は耐震の関係でございます。建物の耐震強度につきましては、耐震診断とか耐震改修というものの実施を促進しているところでございますが、既存の不適合建物のストック量を把握している情報がないという状況でございます。この法人建物調査の結果によって明らかになるという状況でございます。

前回につきましては、耐震基準の有無を昭和56年基準によりまして、解釈をしていたわけでございますが、昭和56年建築以前の建物でも耐震改修等によりまして、耐震基準を満たしている建物が存在をするという状況でございます。正確な耐震基準のストック量というものを把握するために、昭和56年以前についても耐震基準を満たしているかどうかという項目を加えたいと思っております。

最後4つ目でございますが、(6)に書いてございます。土地市場の動きの中で現下の都市市場におきましては、不動産の証券化というようなスキームによりまして、投資市場が拡大を続けている状況でございます。このようなことから、この不動産の証券化というものをこの調査の中で把握をいたしたいと思っております。

以上が改正点の主な趣旨でございますが、少し調査票を含めまして見ていただきたいと思っております。

2ページの「2 主要な改正点」でございます。最初のところはレイアウトと電子調査票の関係でございまして、法人土地基本調査と同じでございますが、法人建物調査につきましても、A4の縦票からA4の横票に変更をいたしてございます。また、記入者が記入をしていただく箇所につきましては、白枠にしているということでございます。

電子調査票の利用が可能となりますように、ダウンロードの関係、報告の関係というものは、法人土地基本調査と同様に改正をいたしたいと思っております。

3ページでございます。項目関係につきまして、調査票を見ながら見ていただき

だと思います。1つはイの項目の削除ということで、延べ床面積 200 ㎡未満の建物の面積。

これにつきましては、平成 15 年に行いました法人土地基本調査の結果におきまして、200 ㎡未満の面積割合が非常に低いという状況でございます。改正に影響を与えるものではないと考えられますことから、これは削除をいたしたいと思っております。

ウのところでございますが、それに対しまして、項目の追加ということで幾つか御説明をいたしたいと思っております。1つは4番の所在地でございます。所在地につきましては、土地・建物を一体的に所有している場合につきましては、法人土地基本調査票で該当する土地の該当番号を記入する設問を新設いたしたいと思っております。これによりまして、所在地を記入する必要がなくなると、記入者の負担軽減が図られるのではないかと考えております。

そこから先ほど趣旨を御説明した幾つかのポイントでございます。(イ)の「6構造」でございます。調査票3-3で行きますと2枚目の項目6というところを見ていただきたいと存じます。

これが地下ストックの把握の部分でございますが、近年重要視されています地下ストックの関係のボリュームの把握というものが重要でございますので、地下階数の記入欄というものを新設いたしているというものでございます。

また、(ウ)でございます。これは耐震の関係でございます。調査票で行きますと同じ2ページ目の真中辺「7建築時期」でございます。新耐震基準に关します設問を新設し、その選択肢をそこに書いてあるような形にいたしたいと思っております。

同様に(エ)でございます。証券化の関係でございます。調査票で行きますと同じページの8という項目でございます。不動産の証券化に关します設問をし、選択肢につきましてはそこに書いてあるような形にいたしたいと思っております。

なお、10のところ建物貸付の有無という部分がございます。調査票2ページ目の一番右側でございますが、建物の一部を貸し付けているという場合も少なくないわけでございます。貸付の有無のみでは調査は不十分という部分がございます。不動産のマーケットにおけます賃貸ストックの全体的な把握というものをを行うために、貸付面積の記入欄を新設いたしたいと思っております。

以上が主な項目でございます。なお、記入例の新設につきましては、法人土地基本調査と同様でございます。

以上が、主要な改正点でございます。

最後に資料4-4をご覧頂きたいと思っております。この資料4-4の表が土地基本調査の実施の流れということでございます。国土交通省で調査票の発送をいたします。資本金1億円以上の法人につきましては、悉皆で調査をいたしますが、これにつきましては国土交通省で担当をする。資本金1億円以上の法人または会社以外の法人で割り振りを決めまして行う部分は、国土交通省が担当をいたします。

右上のところは都道府県でございます。都道府県につきましては、資本金1億円未満の法人を無作為で抽出をいたしましたもの。会社以外の法人で国土交通省と役割分担をしたものにつきまして、これの調査票の提出、疑義の照会回答、督促というものを担当する形になってございます。

なお、調査に関します照会につきまして御回答につきましては、国土交通省のところに書いてございますが、コールセンターを設けまして、そこで一元的に対応をいたしたいと思っております。全体の流れにつきましては、以上のような形で進めさせていただければと思っております。

大変簡単でございますが、説明につきましては、以上でございます。

○美添部会長 膨大な資料ですので、今日初めて説明を伺うと、なかなか読み取れないところもあるかと思いますが、追々議論をお願いします。

議論の前に前回の統計審議会の諮問第287号の答申で「今後の課題」が指摘されておりますので、この点につきまして、事務局から紹介をお願いします。

併せて今年の11月12日に開催された第3回統計委員会で、諮問の意見等につきましても紹介をお願いします。

○犬伏統計審査官 それでは、参考1をご覧くださいと思います。法人土地基本調査については、平成10年と平成15年の調査について、2回の諮問答申が行われておりまして、直近のものが参考1にございます平成14年12月13日付けの諮問第287号の答申でございます。

この中で指摘事項がございまして、1枚おめくりいただきまして、まず1が法人土地基本調査の関係の今後の課題ということでございます。

その中で「6 今後の課題」です。「データ入力期間の短縮化、調査票審査の迅速化、集計・公表の早期化を一層進める観点から、次回調査までにOCR、インターネットを利用したオンライン調査等の導入について、その費用対効果を勘案しつつ、検討する必要がある。」それが1点でございます。

もう一点は、「また資本金1億円以上の法人については、法人単位で前回の調査結果と接続し、パネルデータ化することが可能であり、そのデータを活用した集計について検討する必要がある。」この2点が法人土地基本調査関係の関係で御指摘いただいている事項でございます。

4ページを見ていただければと思います。これは法人建物調査の関係でございますが、ここでも「6 今後の課題」ということで、「法人土地基本調査と同様に次回調査までにOCR、インターネット調査の導入について検討を必要がある。」そういう指摘がございまして。

参考3をご覧くださいと思います。先般11月12日の統計委員会に本件を諮問したときに、若干委員から御指摘等をいただいておりますので、それについて御紹介をさせていただきます。

法人土地基本調査の関係では、まず住宅・土地統計調査と併せると、住宅土地についてのストックの基礎データが得られるようになった、しかし、これをSNA側でどのように利用しているのかという質問がございました。

これにつきまして、内閣府の方から当日、固定資産台帳からの推計をしており、直接本調査から推計しているわけではないという御説明がございました。

2点目は、本調査は民間委託で実施することになっています。一方の住宅・土地統計調査でも委託の範囲について議論になっていますので、民間委託の在り方についても議論をしてもらいたいという御指摘がございました。

3点目は、行政記録の活用の制度上の問題点を確認しておいた方がいいということで、本調査についても行政記録の活用の余地がないのか、活用できないとすれば、どういった点が問題点なのか、そういったものを明らかにしてもらいたいということでございます。

4点目は、そういう行政記録の活用について、制度的な障害等があれば、部会報告という形で統計委員会に報告してもらい、委員会の方でしかるべき対応を図りたいという意見がありました。

12日の委員会での指摘事項の概要は、以上のとおりでございます。

○美添部会長 以上、極めてコンパクトな説明ですが、そろそろ論点を整理していきたいと思えます。先ほど申し上げましたように、委員、専門委員の意見、指摘等を全体的にいただいて、整理を試みたいと思えますので、名簿の順番で、意見等がありましたら、お願いいたします。

○高木臨時委員 統計委員会ができて初めて私が関係する部会ですけれども、今回の統計法の改正だと、要するに従来、指定統計と言われていたのが、第4条の国勢統計は本文の中に入っていて、それ以外に指定統計がある。

今回の場合には、国勢統計、SNA、その他の基幹統計と3つに分かれました。ということは、第3回の統計委員会でも出ていますように、SNAとの関係をどうするかというのが1つ。

もう一つ、一次統計ですから、SNAとは別に一次統計が持つ調査目的を持っているわけですから、その継続性も含めて、あるいは新しいことも含めてどうするかということがまず大きいのだろうと思えます。

これは調査統計ですが、同じように業務統計を使えないかという話が入っています。業務統計はバイアスがあるとか、いろいろな理由もありますけれども、基本的にこの土地に関していうと、要になるのは金額のところですから、面積だと森林や何かが多いのですけれども、金額にすると宅地部分が圧倒的な金額になります。

そのときに内閣府は固定資産の概要調書をベースにしていますね。

○内閣府 そうです。

○高木臨時委員 そうすると、これこそまさに業務統計そのものなのですが、これは

勿論、固定資産の概要調書は土地と建物がありましたけれども、その評価も勿論あちらはあちらで出ています。だけれども、それは課税ベースの話です。面積を利用して、一方で公示価格等を使いながら金額換算していくということなのですが、SNAの場合はやはり宅地、農地は農林水産省の統計から回ってくるという格好で組み合わせてやっていますね。

法ですと一緒くたに網にかけるわけですから、その点は長所と言えば長所なのです。今後の課題だと思いますけれども、その辺をやっていきたい。特に税務関係の統計ですね。なかなか以前はガードが固くて出てこなかったのですが、今回対象の土地建物関係ですと、固定資産の概要調書などは非常に有効な感じがしました。

今、参考3を見ながらしゃべっているのですけれども、2番目にあるのは民間委託ですが、確かに民間委託の流れは大きいと思います。

ただ、これが統計法でいう守秘義務との関係はどうなるのかという問題を含んでいます。調査主体の都道府県や国より委託された企業は、早く数字がわかるわけです。それをどう利用するかというのをコントロールできませんね。要するにそういうことが一方である反面、もう一方では調査員調査でやると非常にコストがかかりますし、どうしてもこういう流れがあるので、確かに第3回統計委員会に出ているように、委託範囲と同時に守秘義務をどう運用するかだと個人的には思います。

旧統計法でも守秘義務はあるのですが、罰則を適用されたという話を余り聞いたことがないのです。そうすると竹光を持っていったってしょうがないわけです、切れませんから。運用の仕方を考える必要があるのではないかと思います。そうでないと民間委託はうまくいかない。

○美添部会長 また個別の話題で意見をいただくことにしまして、今の話題はここにもリストされていますので、書いていないことを中心に発言をいただくとありがたいと思います。後ほど、また意見を伺います。

次は高橋専門委員、お願いします。

○高橋専門委員 私は記入者側にも立っていますが、ユーザーとしての統計に対する関心という観点でお話をしたいと思います。順不同でいろいろ言いますが、そもそもこの統計ですけれども、ユーザーの立場から言うと、私どもエコノミストとして、使う魅力が余り出てこない感じがあるのです。

いろいろな点があるのでしょうけれども、何が本当の目的なのか。例えば基本台帳みたいなきちっとした統計だと、これはストックが使えないとかいうのがありますね。別の統計で世帯があって、これは法人があって、あと何か抜けているのがあるのではないとか、いろいろなことがある。これは5年に1回ということもある。

もう一つわからないのは、法人をうたっていますけれども、今、企業は連結でいろいろと考えているのですが、土地、例えば製造業でも製造業自体が持っている土地もあれば、土地関係のところを持っているところが結構多くなっていると思うのです。

そういったところを考えた場合に、製造業が持っているのではなくて、カテゴリーですと不動産業が持っていることになるのではないか。本当の意味では、本来は製造業が持っているはずなのだけれども、そんなところが統計ではどう出てくるのかというののははっきりわからないというところがあります。

最近、企業はいろいろと合併とかしていますので、今回のプレプリントは確かに非常に助かるのですが、そういった場合に果たして前のところのプレプリントだけだったら困るのですが、合併としたところは果たしてどうなっているのかという問題をついつい感じてしまうのですが、その辺は大丈夫でしょうかという問題がありました。

余り統計は詳しく知らないのですが、所有者と利用者、関心があるのは消費者だけでなく、利用者はどういう利用者が最近増えているのかというところがあるので、これは上手に把握されておられるかどうか。

順不同に言いますと、最近、東京でも御存じのように、建物が急速に高層になって、5年間で大きく変わっているのですが、5年に1回の統計で果たしていいのかなのか。例えば3年ぐらいで、都市部だけでも調査をする必要があるのかなのか。必要がなければあれなのなのですが、そういった必要がないのかということも感じます。

もう一つは、最近、日本にある法人ではなくて、外国にある法人が随分土地とかを買っていますね。こういったのはどうしても漏れてしまうのでしょうか。補足する方法はないのか。利用から言いますと、そういったのが出てこないのかなと思いました。

いろいろとありますけれども、とりあえず時間の関係で終わります。

○美添部会長 貴重な指摘をいただきまして、ありがとうございました。

小原専門委員、お願いいたします。

○小原専門委員 今の方と重なる部分が大いなのですが、やはりこの調査の目的は何なのかということをしかりと、具体的に知っておく必要があるのではないかと思います。

その手前にあるものとして、この部会で話し合うことではないと思いますけれども、どのような土地政策をよしとして、だから何を調べるのかというところがはっきりしないと、どのような調査をしたらいいのかわからないのではないかと思います、ユーザーとして特に感じております。

以上です。

○美添部会長 清水専門委員、お願いします。

○清水専門委員 今、御指摘いただいたものと重なるところがあるので、まず1つはこの調査の目的というところで考えますと、そもそも土地基本法ができたときは、バブルの問題にも対応というところでできてきたわけなのですが、今はそもそもバブルがある程度終えんをして、逆にもう二度とないというわけではないので、

当然そういう対策的な問題も必要なのですが、今、企業における不動産の位置付けそのものが大きく変化してきた。

例えば不動産の価値そのものが企業価値にすごく影響を与えるようになってきている。そういうふうを考えてくると目的そのものが単なるバブル、土地政策、土地事情に限定した問題だけではなくて、もう少し広い経済全体の問題設定になる。いわゆる企業そのものの問題として不動産をどう把握していくのかが重要であるというようなことにしていけないといけないのではないのかなと思います。そういう意味で、企業における不動産所有、または利用の在り方が経済活動の中で極めて重要な問題である。そのために調査が今の調査では不十分である。

例えば先ほどの証券化という新しい土地市場の形態が出てきた。そうであるならば、そういうところに少しきちんと調査項目を増やしていく。そして、証券化マーケットが不動産マーケットの中で非常に大きくなってきていますので、統計データとしてもきちんと把握していく必要がある。というのは、目的から新しい改正のところと併せて考えていく必要があるのではないかと一つ思っています。

もう一つ、業務統計の利用なのですが、私も実は固定資産課税台帳を分析したことがかつてあるのですが、台帳課税主義でやっておりますので、どうしても固定資産課税台帳は土地をベースとした統計です。登記簿なども所有者というよりも土地をベースとした統計データになっておりますので、それを名寄せするというのは難しいと思うのです。

そうすると、法人と所有者というものに着目して統計をつくっていくということと、土地に着目して統計を設計していくというものでは少し立場が違いますので、きっと土地に着目した統計データからこちら側に持ってくるのは難しいと思われるので、やはりこのアンケートに基づく所有者ベースでの統計というものが重要になってくるのではないのかなという気がしております。この辺は少し精査していただかなければいけないと思います。

あとSNAの推計も私は少し関わったことがあるのですが、そのときやはり誤差が極めて大きい。逆に言うならば、この統計調査をどういうふうにSNAのストック統計の推計のところにお使いいただけるのかを、この部会の問題ではないと思うのですが、SNAの御担当の方で御検討をいただくことの方が重要ではないかと思っております。むしろ積極的にお使いいただく方向性を見出していただいて、誤差を少なくしていくような手立てがあるのではないかと思っております。

3つ目。これは利用者側の立場なのですが、例えばせっかくこの法人に着目して統計データがつくられてきますので、我々は最近、統計データの一元化ということをよく議論するのですが、1という情報と1という情報が足されて、1足す1は2ではなくて、統合化することによって分析した側からとると、2以上の価値が生まれてくるが出てきます。

そうすると、法人企業統計とか他の統計と接合が可能な状態に、例えば企業 I D がうまく接合できない状態になっているかどうかとか、もしなっていないのであるならば、そういう形を取っていただくと、より深みのある分析ができるのではないかといい気がします。そうすると逆にそういう統計などを加味したような統計の設計が可能になってくるのではないかと。

もう一つ、今度は土地の方も非常に難しい問題がありまして、先ほど御指摘がありましたように、この 10 年間ぐらい、例えばオフィスビルだけを見ても、東京 23 区だけですけれども、5 万棟ぐらいあったものが 6 万棟に増え、もともと 5 万棟あったものの 1 万棟はほかの用途に転用されているような更新頻度が非常に早いわけです。これは日本特有の問題で、都市計画制度が非常に弱いというところがあるわけです。

そうするとストックの把握という意味での頻度が 5 年に 1 回でいいのかというのは、確かに御指摘はそうかなと気もしておりますが、その目的をどこに置くのかによっても適性に毎年毎年ストックを把握する必要がないということかもしれませんので、その辺も見ていただく必要があるのかなということと、我々は土地 I D と言っているのですが、土地そのものに I D がきちんと振り分けることができるのであるならば、調査設計上ストックだけになると思うのです。

これはほかの国などでも試みが出てきているわけでありましてけれども、そういう不動産の I D みたいなこともこの調査だけではなくて、考えていただかれると、統計調査全体の効率化が高まるのではないかと考えております。

以上でございます。

○美添部会長 各府省の方もおいでですので、全員を順番に御指名するということはいたしません、意見、質問等がありましたら、この機会に合わせてお願いいたします。

指名をしないと言いながら、内閣府で何か意見がございましたら。

○内閣府 SNA を推計している所ですのでストックの整備ということも今後、整備拡充を考えていかなければいけないという意識ではあります。今、こういう土地に関する調査ということで、今後使える部分が出てくるという部分に関しましては、検討していきたいと考えております。

○美添部会長 ほかに何か意見等がありますでしょうか。普段ですと他の調査は都道府県が関わるということなのですが、これは都道府県といっても統計主管課ではないということで、直接的な負担というのは都道府県に発展しないと理解してよろしいでしょうか。その上で何か御意見等があれば。

○東京都 特にございませぬけれども、直接というよりも、所管課が別にあるということでは、負担はございませぬ。

○美添部会長 統計課ではないところで負担が発生するのですね。

今、いただいた意見も踏まえて検討したいと思いますが、まず国土交通省に対して幾つか質問があったので、確認します。

高木臨時委員の発言はたくさんありましたが、そのうち、民間委託について、守秘義務との関係というところは、具体的な案があると思います。この答えをいただくと、かなり長くなりそうですが、簡単にできるのであれば、お願いします。

高橋専門委員からは、利用者として使いにくいという指摘のほか、法人単体ではなくて、関係会社も含めた連結の対応がどの程度図られるのかという質問がありました。これについては計画の中で答えをお願いします。

高木臨時委員の質問の中に、利用と所有という話があり、清水専門委員も指摘されましたけれども、これは国土交通省では所有か所在かという表現を従来から使っています。所在地に関する情報はたくさんあるけれども、所有に関する情報はこの調査しかない。そもそも法人の所有状況を明らかにすることがこの調査のねらいだったわけです。そこは答えが質問者から出ているので、調査実施者としてもそういう理解で反対はないと思いますが、何かコメントがあればお願いします。

外国法人に関しては、この調査に限ったことではないので、政策統括官室から他の調査を含めて現状を紹介していただくことになるでしょう。

今の件で、私の整理で足りないところがあったら、それも含めて回答をいただけますか。

○国土交通省 最初に民間委託のお話がありました。民間委託に関しては実情を申し上げますと、資料4-6に整理しております。現状を整理したもので、平成20年調査に向けて、こういう状況でやっているということでもあります。

3枚ものをまとめております。簡単に説明しますと、基本的には国土交通省、全体の設計なり企画・立案なり申請対応とか、それは基本的なところであります。実際の業務、作業的な部分は外部委託しているところがございます。その委託する場合は、勿論統計法に基づいた守秘義務とか、実際にやるときには部屋の鍵をきちんと閉めるとか、そういうものを契約の中に入れるということを考えております。前回もそういうことでやっておりました。

実際にこれで見ますと、1ページ目が最初の企画・立案のところでございます。これについては、国土交通省は全体の企画・立案とか規則改正とか、そういったものを諸々やりまして、標本設計の案の作成を委託会社にやってもらっています。それをいただいて、国土交通省で決定する。それから母集団整備が始まるということです。母集団整備についてもいろいろな情報を集めてくる。基本的には事業所・企業データベースを集めてくるわけなのですが、それ以外にも各府省からデータをいただくということを国土交通省側と委託先の側と連携をしながら情報を集めてくる。それを最終的には母集団名簿整備ということで、業者に整理していただくということでございます。

実査準備ということで、どのような用品が要るかとか、書類関係とか広報関係とか、そういったものを国土交通省側で企画します。それに基づいて委託先の方で準備していただくという形になっています。

2 ページ目にまいりまして、実査になります。これは先ほど課長から言いましたとおり、調査票を国土交通省側から一元的に調査対象法人に郵送します。その回収は国土交通省が全部回収します。データ入力、エラーデータの抽出とかについては委託先をお願いします。1 億円未満の関係では、都道府県にお願いしています。

一番下に、平成 20 年調査からはオンラインシステムを使おうということで、総務省のシステムを使おうと考えまして、一部オンラインで回収することになるかと思えます。

3 ページ目に入りますと、集計。集計についても企画、方針、確認については国土交通省側で企画しまして、それで委託先の方で集計票の案をつくっていただくとか、これもプログラムを作成してもらおうとか集計してもらおうとか、そういったものは業務的には委託先でやっていただくということを考えております。

分析についても全体の企画について、国土交通省側で決めまして、それに基づいて委託先の側で、資料収集なり加工・分析なりをやっていただくということです。その後公表・提供という形になっていきます。

この場合にも企画は国土交通省側が決めまして、委託先で原稿をつくっていただいていると思っております。ホームページ対応でございます。

基本的には最初に申しましたとおり、全体の管理については、調査票の客体からの回収とか発送については国土交通省がやります。

その集計については委託したいと考えておきまして、その場合には契約の中には守秘義務の関係をきちんと書いていくと考えております。

○美添部会長 民間委託については、以上の説明でよろしいでしょうか。

ほかに、関係会社も含めた連結をつくることのできるかという質問がありました。

○国土交通省 連結のお話は御指摘がありましたように、この調査につきましては、いわゆる企業不動産を取り巻く環境は非常に変化をしている中で、より企業の会計とか財務等々とうまくリンクした形でとは思いますが、現時点におきまして、先ほどの連結ベースの話は企業単位に行きますので、そこをどういう形で、その後、加工して使うかは別にして、この調査の段階では連結ベース単位で調査するという形にはなっていないというのが実際でございます。

○美添部会長 今のお答えで結構だと思います。ほかの質問についてはよろしいでしょうか。今後の検討で生かしていきたいと思えます。

先ほどの民間委託の資料 4-6 ですが、表現について確認させてください。項目は各国土交通省が何れも企画をするわけで、例えば標本設計（案）作成。私も平成 5 年、10 年と、標本設計案の検討に同席させていただいたことがありますが、私の理解では

企画は国土交通省が立てて、標本設計には協力者が報告したものを審議して、最終的に確認するのは国土交通省でした。報告は、確定ではありません。提案をもらって、国土交通省で確定する。報告というところまで終わるように見えるので、誤解を生むと思います。

2番目の情報収集も同じです。国土交通省以外からも名簿の提供を受ける。例えば従来、旧大蔵省からの情報提供を受けて名簿を整備した。これも国土交通省の責任で実施したわけで、書き方が不適切かなと思います。

次のページも同じことです。委託先に審査を丸投げではないわけで、今まで審査は、最終段階は国土交通省が主体的に関わってこられたはずですよ。変えていないですね。

○国土交通省 はい。

○美添部会長 そうであれば、審査の手順は国土交通省で作成して、それに基づいてコールセンターで回答をさせる。ここはいわゆる丸投げではなくて、責任は国土交通省で負う形である。そのように明確に書いていただけないでしょうか。

というのは、民間開放は先ほど高木臨時委員からも発言がありましたように、守秘義務に絡む重要な問題であるのと、調査実施者が主体的に企画するものが重要な統計の位置づけの大前提ですので、この資料に関しては、誤解のないように表現を検討していただきたいと思います。

それでは、冒頭に申し上げたように、私と事務局で論点メモを作成してみました。このメモの趣旨は第3回統計委員会での発言を踏まえ、過去の指摘と今回の提案資料に基づいて、とりあえず整理したものです。

これに沿って、論点に漏れがあるかどうか、確認をいただきたいと思います。今いただいた発言のかなりの部分は盛り込まれていますが、不十分と思われる箇所もあるようです。

順番に申し上げます。Iはストック統計、国民経済計算に対して、どのような意義を持つものであろうか。利用できるものがあれば検討したいという発言も内閣府からありましたが、そのような利用ができるという発言は、委員からもなされました。これについて、少し時間をかけたいというのがIの趣旨です。

次にII、IIIで法人土地基本調査と法人建物調査に分けて整理してみました。法人土地基本調査に関しては、調査事項と調査票の内容について確認をいただきたい。

(2)で調査事項に関しては、特段の変更はないということでしたけれども、政策上これで明確になっているのか。更に最近の企業の変化を反映するような調査事項が必要ではないかという発言もありましたので、この点を確認すべきではないか。

調査票Bについては、余り説明の時間をいただけませんでしたでしたが、これは従来、細長い土地に関する調査票ということで、典型的には鉄道会社の線路と理解してよろしいですね。今回、放送について若干修正を加えるということですが、これについて意見をいただきたいと思います。調査事項、調査票に関してはこの程度だと思います。

「2 調査方法」は※が付いていますが、これに関しては法人建物調査についても同じことですので、建物には書かず、土地にだけ記入しています。まず調査対象の母集団ですが、その定義について妥当であるかということと、母集団の名簿に関する現状の確認と評価をいただきたいと思います。

(2) ですが、これは前回の指摘に答える形でオンライン調査の導入が図られています。これについても調査の効率化、データの安全性等の見地から検討が必要だと思います。

(3) ですが、これも何度か発言がありました。行政記録の活用は検討したということですが、更に活用する余地があるかどうか。障害があれば具体的に確認してほしいという発言は、統計委員会からもありました。

民間委託については、今、指摘があったとおりです。

「3 調査周期」ですが、先ほど高橋専門委員からも発言がありましたが、現在の調査周期が5年ですが、適切な調査周期を設定する必要がある。その趣旨は高橋専門委員の発言のように、項目によっては変化が激しいので、調査期間を短くする可能性はないのかということです。

前回答申を調べてみたのですが、やはり調査周期を短くする必要があるという内容で、報告者負担が重いので長くすべきだという指摘ではなかったようです。

高橋専門委員が短くすべきと言うのは、積極的な利用者の立場ですが、回答義務者からすると、頻繁に調査がかかると負担が増えるということで、現状は5年になったと私は理解しているのですが、これについても指摘が具体的にありましたので、実施者の判断を確認すべきであると思います。

「4 集計事項」については、変更は提案されていないのですが、追加すべき事項があるかどうか。利用者の立場から発言をお願いしたいと思います。

(2) ですが、前回答申の指摘事項について、先ほど発言もありましたので繰り返しませんけれども、①はOCRの費用対効果の説明をいただきたい。

②の方ですが、資本金1億円以上の法人企業は全数調査ですので、パネルデータ化することが可能である。どこまで計画がなされているのか、その活用方法についてはどのような可能性があるのか。この場で検討をお願いしたいと思います。

以上が法人土地基本調査です。

法人建物調査につきましては、調査方法、調査周期に関しては土地と同じですので、省略いたします。

「1 調査事項・調査票」です。やはり調査票様式は同じように変更されております。

(2) 調査事項についても若干の検討が必要だという発言が既になされています。集計事項についても同じような視点だと思います。

先ほど、委員の皆様から発言をいただいた問題点。ここでまだ含まれていないとし

たら、何かございますか。いかがでしょうか。

○高木臨時委員 問題点ではないのですが、むしろプラスの方向だと思うのですが、資料3-1に今回の改正、これは法人建物調査の例が載せられていますね。その3ページのところで、今回項目の追加をされたので、所在地を一体化して所有しているというような項目がありますね。これは非常に有効な情報で、土地と建物が別々ではなくて一体になっている、それに関する集計の仕方がありそうな気がするのです。あえて言いますと、4の(1)です。

○美添部会長 具体的な話でしたら、個別にやればよいと思いますが、項目ですか。これは後で説明いただけるとは思いますけれども、記入者負担軽減のために、同じ番号の土地があれば、もう一回書かなくてもよいという番号の対応表をつくるという意味です。

○高木臨時委員 これはそうなのですが、これをうまくすり合わせると、集計に使えるのではないかと。

○美添部会長 所有している建物の利用状況という調査事項があって、その集計は従来も出ているのですが、集計表の例示が今回の資料にないので、その質問ですね。必要に応じて確認することにいたします。

この点は、法人土地建物の、1の調査事項と、4の集計事項のところで対応できると思いますので、その場で発言をお願いします。

ほかによろしいでしょうか。何か漏れがありますか。もし、これで足りなければ次回以降に追加することができますので、出発点の整理としては、私と事務局で用意した論点メモを使わせていただくことにします。

残りの時間は、このメモに沿って皆さんの御意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1番目ですが、もう既に幾つか発言がありましたけれども、ストックの推計及び国民経済計算に対してどのような意義を持つのかということですが、先ほど高木委員、清水専門委員から発言がありましたように、固定資産の台帳で、現在、SNAの評価がなされているけれども、法人土地基本調査の対応をする土地に関して比較することが可能ですね。

その結果、一説には誤差も見受けられるということなのですが、この活用の余地があるかどうか、高木委員、清水専門委員に経験があるようなので、少しお聞かせいただければでしょうか。

先ほど高木委員から大分発言をいただきましたので、清水専門委員から先にお願ひしていいですか。

○清水専門委員 私自身、SNAの資産額の推計のところにあるのが、宅地という項目があって、そして家計と法人というような形でストックの推計がされているわけですね。

そのときに、まず、価格のところは公示地価を持ってきていて、そして宅地のところをメッシュである程度切りまして、ある程度の比率をかけ合わせて、それを積み上げていくというやり方で、今、SNAの資産額が、昔と変わっていなければ推計されているのではないかと思います。

その中で、まず1つが、当然課税台帳ということで整備されておりますので、当然課税台帳そのものに大きな誤差が、面積そのもののところに実際の面積とは違う面積がどうしても入ってしまうという問題は、これはよく知られているところでございます。

もう一つ、所有関係のところにつきましても、明確な、ある程度課税台帳主義でやっておりますので、そこにも少し誤差があるかもしれない。

まず、その面積統計みたいなのところの問題みたいなのところで、もう少しこの統計データを活用できる余地がないのかなと思います。この辺をもし精査していただくことができればなというところが、まず1つです。

あとは、土地の推計になるわけですけども、建物のところというのももう少し検討の余地があり得るかもしれない。ここはまだ私もきちんと精査したわけではないので、少し勉強してみたいなとは思っております。

○美添部会長 高木委員、補足がありましたら、お願いします。

○高木臨時委員 今、内閣府のストック関係の統計では、土地の部分、建物の部分がありますが、あとは設備の部分があるわけですね。それで、今、民間企業投資・除却調査を大々的に展開しています。

そのときに、修繕とかそういうのが絡んできますが、特に建物だと、長期にわたる修繕みたいのを一体どうやって扱うのかというのが、内閣府では問題になる。

ただ、ここではもう建ってしまっているものだけ数えていくのです。ですから、途中の段階のものというのは含まないですね。ですから、そういったストック統計、土地もそうなのですが、建物の方もそういう意味で少しすり合わせたらいかがでしょうかということですよ。

○美添部会長 内閣府では、固定資産台帳を使っているということでしたけれども、国土交通省ではストックの推計方法について、現状、土地、建物でどんなことをしているのかという説明がどこかにありますか。

○国土交通省 今回、準備はしなかったのですが。

○美添部会長 次回以降に使えるように、説明資料があると思いますので、用意をいただけませんかでしょうか。

○国土交通省 はい。

○美添部会長 それを見た上で利用できるものがあれば、内閣府で検討をいただくことに関して反対はないと思いますが、使うように強制することはできませんので、改善できるような情報が含まれていれば検討に値するというところだろうと思います。

そういう整理で反対はなさそうですが、内閣府としてその整理でよろしいですか。

○内閣府 推計は、今、部会長も整理してくださいましたように、推計自体は、また別途SNAの部会の方もありますし、そういった方での整理をしていただきたいと思いますのですけれども、使える資料としてこういう部分があったらもっといいとか、そういう部分が出てきたら利用の方の検討をしていきたいと思えます。

○美添部会長 もし、部分的にでもこの統計と比較して、ストックの精度が確認できるということでしたら、是非検討していただきたいというのが部会の意見だと思えます。

併せて、報告者負担を増やすようなものでは困りますが、それほど手間がなくて取るべき情報でストックの推計に役に立つようなものがあれば、ここで検討の余地があると思えますので、是非検討をお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。不要であるということならば、それはそれで結構です。

○内閣府 いえ、推計方法の検討ということではなくて、使用データとして使えるような状況となれば、面積関係では、面積としての概要調書、これは先ほども出てきていましたけれども、所在地という意味のデータに近いと思うのですけれども、そっちの方での精度は多分高いだろうと、今のところ考えているのです。その部分と、それから単価に相当する部分とかの話があると思えますので、使えるというか、精度が高いという方向が出てきたら、それは検討させていただきたいと思えます。

○美添部会長 ほかに意見はありますか。清水委員、重ねて何かありますか。

○清水専門委員 特にございません。

○美添部会長 それでは、1番の意義の点につきましては、この部会が直接関わるのではなくて、利用するかどうかの判断は内閣府という整理にさせていただきます。

それでは、それぞれの調査に移りますが、まず、法人土地基本調査からお願いします。

1番目の調査事項、調査票ですが、先ほど御説明いただきましたように、縦長の調査票を横長にした。横長にした理由は、当然これが見やすくなるという判断をされたわけですが、どこがどう見やすくなったのかということまで含めて意見があればお願いします。

補足説明があるようでしたら、国土交通省からお願いします。

○国土交通省 調査票については、前回縦長だったのですけれども、それを横にしたということです。それは、目的は、実施調査票をつくるという意味でやったものでございます。縦ですと、どうしても画面上でスクロールをしなければいけないということもありまして、1つの画面で見られるようにと考えて整理したところでございます。

○犬伏統計審査官 ちなみに前回の調査票は、参考の7、8でして、A4縦長の調査票が付いてございます。

○美添部会長 いかがでしょうか。私は事前に拝見していますので、確かに見やすく

なったという個人的な印象ではあるのですが、ただ、問題は電子調査票のところです。本当の負担としたら、大企業が膨大な土地を所有していて、これに書くのではとても負担が大きい。従来は相応の大企業から個別に国土交通省が対応して、電子媒体での提出も受け入れていたと理解しています。

今回は、こちらの提案で、磁気媒体でよいということなのですが、これをインターネットで見るのでは手間がかかるような大企業がたくさんあるはずですが、それに対する対応はどうかさるのでしょうか。

○国土交通省 一応、基本的にはプレプリントはするつもりでございます。たくさんあるところ、中には磁気データとして扱っている会社もあるかと思えます。それについては、前回同様、それでも対応可能と考えております。前回と同じです。客体の負担軽減という意味でございます。国土交通省こちら側で磁気データを再整理しなければいけないというのがあります。

○美添部会長 今の話は、国土交通省として個別企業からの要望に応じるという意味ですか。

○国土交通省 客体の要望があれば、それに対応するということです。

○美添部会長 調査を国土交通省から郵送するわけですが、お願いの文書にそういう趣旨のことが記されているという理解でよろしいですね。

○国土交通省 調査票と同時に、「記入について」という手引みたいなものを作成しまして、それを見ながら入力してもらったり書いたりしてもらえば、大分わかりやすいと思うのですが、その中には、いろんな言葉の定義とか、記入の仕方とか、やり方とかを入れる予定でございまして、その中には磁気媒体でしか提出できないという客体があれば、それをこちらに申し出てくださいということとは前回同様です。

○美添部会長 そうしますと、これはやはり記入者の負担の話ですが、高橋専門委員はどのような判断をお持ちでしょうか。

○高橋専門委員 個別の相談に応じるみたいなことでやっていかれるのであれば、それでいいと思います。

○美添部会長 そちらの方が経団連として大変重要だろうと思いますが、もう少し規模の小さい企業は、これに記入するか、インターネット経由でこの調査票に記入することになります。作成者側は、これが見やすいという判断をされているわけですが、特に支障はないという理解でよろしいですか。

○高橋専門委員 はい。

○美添部会長 以下、それでは調査事項について御意見を申し上げます。先ほど既に幾つか御意見は出ていますけれども、調査事項に関していかがでしょうか。

小原専門委員の御指摘ですと、調査の目的が明確に反映されているような調査事項なのだろうかという率直な疑問が提示されていますが、国土交通省としては、政策上必要な項目はすべて網羅されているのは、当然のことです。

具体的な調査事項について何か御意見がございましたら、お願いいたします。とりあえず、土地の方だけ先に御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

今、急に発言と言われても間に合わない可能性がありますので、これについて、また御意見がありましたら、次回までにお考えいただくということで、とりあえずペンディングとさせていただきます。これでよいということではなくて、引き続き御意見があれば伺います。

○清水専門委員 土地利用の現況のところの利用の用途の判断というのは、何か明確なルールみたいなものがあるのでしょうか。例えば最近すごく複雑な複合用途みたいなものが立っているようなケースがあったりとか、同一敷地内にレジデンシャルとオフィスがあるようなケースなどがあるときというのは、回答者はどうやって回答しているのかというのがもしわかれば、お願いします。

○国土交通省 調査票の中は、基本的に、土地の場合、複数の利用があるとすれば、ここでは主なものということで整理させていただいております。

○清水専門委員 わかりました。

○美添部会長 主なものなのですが、具体的に何が主なものかという判断については何も指示はないということですね。

○国土交通省 それは、例えば事務所とか、店舗とかがあるのですけれども、それについては記入の仕方というものをつくっておきまして、その中に細かな具体的なものは整理させてもらっています。

○高木臨時委員 手引みたいなものですね。

○国土交通省 実際にそれを付けようと思っています。

○犬伏統計審査官 次回に、それも示していただいた方がよいと思います。

○国土交通省 予備調査を平成18年に実施したのですけれども、そのときの資料がありますので、それを平成20年には再整理しようと思っていますところ。平成20年調査のものとしてはまだ完璧にしていなくても、とりあえず、平成18年に整理したのがあります。それをベースに御議論いただくようにいたしたいと思います。

○美添部会長 予備調査について、これと同じ設問でしたか。

○国土交通省 設問は同じです。

○美添部会長 ではそれを参考に次回に提示していただければ、イメージができると思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに、今、発言がなければ、引き続き次回に確認させていただきますので、各委員、検討をお願いします。

それでは、次の論点に移ります。今、調査票Aをご覧頂きましたけれども、調査票Bにつきましては、計画で、従来からの変更が1か所ありますが、それはどこに書いてありましたか。Bの調査対象を変更するという話がありました。

○国土交通省 資料2-1の2ページ目の(3)です。

○美添部会長 どういう趣旨であるか、説明をいただけますか。

○国土交通省 調査票Bの目的ですけれども、本当は調査票Aで書いていただきたいというのがもともとあるのです。ただ客体の負担が多いということもありまして、調査票Bに書いていただくものとして、こちらで限定させてもらったのは、施設用地として小さな区画の部分がたくさんある。鉄塔とか、ここでは限定してはいますが、電気業とかガス業とか通信業とか、あと放送業とか、鉄道業とかがあるのですけれども、そういった会社にこのB票を送るわけなのですけれども、小さな区画を数多く有しているものは一括して記入していただく。あとは道路とか、鉄道とか、土地がずっとつながっているようなものについては、B票に都道府県ごとに書いていただくということで、基本的に調査客体の負担軽減のためにつくった票でございます。

今回、新たに変更したいというのは、今まで放送業に関しては、施設用地として、5年前ですけれども、本社施設とかスタジオとかも含めてあったところでございます。ただし、現状を見ますと、本社の設備とかスタジオというのは、中継所とか送信所というのとはまた違ってまして、どんと大きく構えている建物の土地があるということで考えると、少々意味合いが違うのではないかとということで、それは別途計上していただくということで、本来の調査票Aの方に記入していただきたいと整理したところでございます。

ですから、一緒にまとめているのではなくて、その場所に本社があるとか、放送施設があるということです。

○美添部会長 今の説明でよろしいでしょうか。

○高木臨時委員 調査票Aというのは建物の方に入るのですか。土地の方に入るのですか。

○国土交通省 土地です。建物の方も一緒でございます。

○美添部会長 調査票Bをごらんいただくと、そこに業種の名前が書いてあります。調査票Bはこれこれの業種。この表現は変わったはずですね。放送用施設用地括弧云々と、送信所、中継所のみと、これが今回増えたということで、本社施設等は調査票Aで記入していただくということですね。当然の結論ではないかと思えます。

ちなみに調査票Bで調査されているほかの業種については同じような問題はあるのだらうと思いますが、そちらはどういうふうになっているのですか。

○国土交通省 ほかの業種ですか。

○美添部会長 電気業以外ということですか。

○国土交通省 電気業は、これは送電施設等と明確に書いてあるので問題はないと考えています。

○高木臨時委員 1つあるのは、例えば最近だと駅ナカというのがはやっているわけです。駅の中というのは鉄軌道用地なわけです。ところが、商業地と同じだということで、今、課税しようとしていますね。ですから、そういうような関係で、中ががら

っと変わってしまう。それは多分都会だけの話だと思いますけれども、何か評価の仕方が随分狂ってしまうかなという細かい話ですが、そういうのが実は社会的な変化ということなのだろうと思います。あるいはガード下なんかもそうですね。商店街風になってしまうとかね。

○国土交通省 B票は闇雲に増やすのも何なので、ここに書いた業種だけに限定させていただいたところですよ。ほかの業種でもそういった似たようなものがあれば、それはA票のその他のところで、何を使っているかということを書いていただくという形になります。

○高木臨時委員 多分特定地域だけだろうと思いますけれども、そういう駅付近の場合、注意されるといいかもしれません。

○美添部会長 今の話で、調査票Bですけども、鉄道業における停車場用地となっていますね。例えば新宿駅とか東京駅とか、どこが停車場用地に当たるのかという具体的な説明をいただけますか。

○国土交通省 それは、客体によって違うと思うのです。業種区分でやっているわけですけども、鉄道業者に送った場合、鉄道業者がそれを持っている場合は、これに該当すると思います。

ただ、別の会社、鉄道業者ではない会社がそれを持っていた場合は、A票のところの利用現況を何に使っているかと整理されてくる形になります。

○美添部会長 地方の小さな駅であれば明確で、それは停車場用地ですね。それが、例えば新宿駅とか渋谷駅とか、あのような大きな駅は、すべて駅の構内で停車場用地という整理をされるのですか。

○国土交通省 駅の構内であれば、そうなります。

○美添部会長 定義上、そうなるのですね。客体の判断でそうなるわけですね。

○国土交通省 はい。

○美添部会長 例えばJRであれば、本社ビルは別で調査票Aになるけれども、何とか駅はすべて、大きくても小さくても停車場用地。

○国土交通省 その土地を誰が持っているかということになります。

○美添部会長 一応、定義上そうなっているという理解は得られたと思います。

今回の提案については妥当だろうと思いますが、ほかの調査票Bについても現状で特に意見はありませんでしょうか。特段反対はなさそうですが、調査票Bの話は一応理解したということで、結論はまだ出さないことにします。

まだ、少し時間があるようですが、調査方法に少し入ってもよろしいですか。

○美添部会長 それでは、調査方法の意見をいただきたいと思います。

調査方法の(1)ですが、対象母集団の定義と名簿の利用と両方併せて入れています。対象母集団の定義につきましては、資料2-2でしょうか。「本国に本所・本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除いたものとする」となっています。

先ほど外国法人の所有する土地はどうなるのかという質問がありましたが、この定義で言うと、含まれないということですのでよろしいですね。定義はそうになっていますね。

○犬伏統計審査官 ただ、例えば法人企業統計調査も同じでございましたけれども、いわゆる、外資系企業であっても、日本国内で企業活動をやる場合は、大体日本支社みたいな形で、本社または本店みたいなものが所在するところで法人の登記をしますもので、実質上は日本で本社・本店を有する法人という範囲の中にほとんど入ってくるのだらうと理解しています。

○高橋専門委員 製造業とか金融機関はわかるのですが、不動産の場合というのは、結構向こうから直接買うケースがあるので、それは余り捕捉できないのかなと思います。

○美添部会長 この調査に限らず、外国の法人は日本では含まれていない。この調査だけの議論ではないので、海外の法人については、報告義務を課せないわけです。ということで、本国に本所・本社・本店を有する法人ということになります。この点については、現状やむを得ないという整理以外はあり得ないと思います。

もう一つ名簿に関してですが、今、調査実施者がどのような名簿を整備しているか、先ほど適当な資料がありましたね。

○国土交通省 資料4-6の絵で先ほどお見せしたところでございます。

○美添部会長 資料4-6の1ページ目に母集団名簿整備となっておりますが、これを説明いただけますか。

○国土交通省 1ページ目の真ん中辺に母集団名簿整備というふうに整理させてもらっています。

母集団は、基本的に総務省で整理している事業所・企業データベースを基としております。ただし、それでは捕捉されないのが現実にあるということで、それ以外については、いろいろな情報を仕入れているところでございます。

例えば会社以外の法人であれば、宗教法人とか、学校法人とか、社会福祉法人とか、関係する省庁、厚生労働省とか、文部科学省といったところに出向いてその資料をいただいているところです。

ただ、それについては、宗教法人の場合は、文部科学省管轄というのと、都道府県管轄というのがあります。一応、そういったものを文部科学省からこちらにいただきデータを入れて、それで母集団とくっつける。それで、足りない分の都道府県管轄分というのは、ここで書いてありますように、依頼ということで、一番右に都道府県というのがあります。そこで、都道府県の県庁内で、データを収集していただいて付け加えていただくということでやっております。

○美添部会長 ちなみに前回調査で母集団の法人数は幾つでしたか。

○国土交通省 前回調査の母集団は186万法人です。

○美添部会長 確認ですけれども、私の記憶では、最初のころは大蔵省の法人企業統

計調査名簿も提供を受けていたと思いますが、違いましたか。

今の財務省の法人企業統計調査の名簿がありますね。

○国土交通省 私どもとしては、一応、総務省で作成された事業所・企業データベースを基にしているところをごさいます、その中に法人企業統計調査の結果も入っていると解釈して、それをいただいているということをごさいます。

○美添部会長 そういう理解ですね。先ほどどなたかから、平成 21 年経済センサスに関する発言がありましたが、法人企業に関しては、財務省の名簿で 270 万に対して、事業所・企業統計調査の最近の調査は、160 万～170 万と 100 万ほど違う。この理由はよくわからないと言いながら、恐らく零細な法人が捕捉されていない。休眠法人ではなくて、実際に捕捉されていない法人が 100 万程度あるのではないか。平成 21 年経済センサスはこの問題に答えるものとされているわけです。

現状は、事業所・企業データベースに法人企業統計調査から大規模法人の情報を取り入れています、母集団名簿が平成 21 年経済センサスで整備されるわけですから、その名簿を使えば、こちらの調査は非常に精度が上がる、これは間違いなく上がる。100 万法人という数字は、小さくないし、小規模法人でも大土地所有というのが過去にもあったわけですから。経済センサスの名簿は、5 年後には間違いなく使える状態になっていますので、それに向けて何らかの検討は必要だと思います。

国土交通省も経済センサス等の会合には出席されていると思いますので、そちらからの情報も是非集めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国土交通省 はい。会合には全部ではないけれども出るようにしております。

法人企業統計調査の基というのは財務統計ということなのかもしれませんが、それはもらえるのかどうかかわからないです。

○財務省 たしか前に指定統計にされたときの会議に出ていたのですが、そのときに資本金 1 億以上、これは法人企業統計調査から名簿を持っていくようにという、確かそのときのお話があったと思います。それで何年かは、確か法人企業統計を目的外にしていたと思います。あるときから、もう要りませんというお答えをいただいて、ですからどこからか入手できたのだと思うのです。そういう記憶はございます。

○美添部会長 今の事業所・企業データベースに法人企業統計調査の大規模法人名簿が取り入れられたということですね。

○財務省 やはり部会長がおっしゃったように、その数が違う、そこを事業所・企業データベースがどういうふうに整理されているかというのは、私はわかりませんので、今、実際に調査されている 1 億円以上、それから 10 億円以上、これが私どもの調査と数が合っているかどうか、その辺を御検討いただければわかると思います。こちらは 10 億円以上を悉皆でやっておりますので、これは毎年やっております。ですから、その数がどうかということで、事業所・企業データベースをどう整理されているかということですね。

○美添部会長 1億円以上については、間違いのないと思いますが、念のために確認をお願いします。

先ほど私が発言したのは、平成21年に経済センサスが実施され、そこで1億円未満も含めて信頼性の高い名簿が整備される。そのスケジュールに合わせて、こちらの母集団を対応させることが可能ではないかという趣旨です。

ほかにこの問題について、意見等がありますでしょうか。

論点に沿った整理は、今日はここまでとさせていただきます。

本日の議論のうち、結論が出た部分と、まだペンディングの部分がありますので、委員、専門委員の皆様に、お願いをさせていただきます。

先ほどの調査事項に関してですけれども、適切な調査項目があるのではないかと考えられます。今回調査に入れるかどうかはともかく、次回まで踏まえれば、このような調査項目はあるべきではないか。そういう判断がありましたら、次回に提案いただきたいと思います。

もう一点ですが、ストックについては、利用できるものがあれば、内閣府で検討いただけたらと思いますが、清水専門委員がいろいろな知見をお持ちだということですので、非公式なメモで結構ですから、次回に提示いただいて、どのような利用方法があるのか、具体的な例がありましたらお願いしたいと思います。お手数をおかけしますが、よろしく検討ください。

事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いします。

○犬伏統計審査官 特にございませんが、この場だけではなく、もし、先生方の方で、いろいろ御意見等がございましたら、メール等で我々事務局へ意見・質問等をお寄せいただけましたら有難いと思います。次回に宿題返しのような形で回答を用意したいと思いますので、是非いろいろ御指摘をいただければと思います。

○美添部会長 それでは、国土交通省に幾つか資料をお願いしましたので、次回までによろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。